

質疑回答票（R7.9.11 回答分）

入札件名： 令和7年度職員用コンピュータ機器一式及びプリンタ等一式リース

質疑	回答
① 再委託について 本契約により生じる権利義務の一切を第三者に譲渡することは可能でしょうか。 禁止されている場合、書面による事前承諾を得ることで再委託は可能でしょうか。	① 権利義務の一切を第三者に譲渡することはできません。再委託する場合は、当市と協議の上、書面による事前承諾が必要となります。 なお、本質疑回答に伴い、契約書（案）の訂正を行います。
② 納入期限について 本件につきましては、予め貴町において機器納入業者を選定されておりますので、落札業者（リース会社）の責に起因せず、賃貸借物件の納品・設置調整がお客様ご指定の納入期限までに間に合わなかった場合、落札業者（リース会社）はその責任を問われたいとの認識でよろしいでしょうか。	② 納品につきましては、リース会社様の責任において、期限内に納入願います。 納品後の設置調整につきましては、別会社作業のためリース会社様は責任を問われません。
③ 業務責任について 機器納入及び保守業者が指定されている為、納期責任、保守責任は受注者にないという認識で宜しいでしょうか。	③ 納期責任につきましては、リース会社様の責任において、期限内に納入願います。 保守責任についてはお見込みのとおりです。
④ 動産総合保険について ハードウェアに付保する保険は、経過期間に応じて保険額が低減する一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。	④ お見込みのとおりです。
⑤ 現行契約につきまして 本件は、既存契約の入替若しくは新規調達どちらになりますでしょうか。既存契約の入替の場合、買取・リースどちらになりますでしょうか。	⑤ 既存契約の入替、リース契約となります。